

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件（平成二十八年金融庁告示第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二条 府令第三百四十九条に規定する情報通信の技術を利用する方法であつて金融庁長官が定めるものは、<u>電磁的記録媒体</u>（府令<u>第十一条</u>に規定する電磁的記録媒体をいう。）をもつて調製する<u>ファイル</u>に提出を行う書類に記載すべきこととされている事項を記録したものを特例業務届出管轄財務局長等（府令第二百三十六條第一項に規定する特例業務届出管轄財務局長等をいう。）に提出する方法とする。</p>	<p>第二条 府令第三百四十九条に規定する情報通信の技術を利用する方法であつて金融庁長官が定めるものは、<u>産業標準化法</u>（昭和二十四年法律第八十五号）に基づき日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクに提出を行う書類に記載すべきこととされている事項を記録したものを特例業務届出管轄財務局長等（府令第二百三十六條第一項に規定する特例業務届出管轄財務局長等をいう。）に提出する方法とする。</p>